

会議概要

会議名 : 令和6年度第1回益田市入札・契約適正化委員会
 日時 : 令和6年6月28日(金) 13:15～
 場所 : 益田市役所本館3階第2会議室
 委員 : 林 秀司(大学教授)、山本 尚(弁護士)
 大野利昭(税理士)、前田邦男(学識経験者)
 出席者 : 委員4名(内1名書面審議)、事務局2名

議 事

(1) 令和5年度入札結果状況について

入札結果の比較

令和4年度 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	10 件
一般競争入札	件
簡易一般競争入札	70 件
指名競争入札	192 件
その他	件
小計	272 件

入札件数 物品関係

総合評価	件
一般競争入札	12 件
簡易一般競争入札	件
指名競争入札	126 件
小計	138 件

入札件数 合計	410 件
---------	-------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	3,293,342,800 円
落札金額	3,155,190,000 円
総落札率	95.81%

令和5年度 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	5 件
一般競争入札	件
簡易一般競争入札	81 件
指名競争入札	177 件
その他	件
小計	263 件

入札件数 物品関係

総合評価	件
一般競争入札	20 件
簡易一般競争入札	件
指名競争入札	136 件
小計	156 件

入札件数 合計	419 件
---------	-------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	2,161,649,100 円
落札金額	2,051,795,000 円
総落札率	94.92%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	568,575,418 円
落札金額	503,170,781 円
総落札率	88.50%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	433,303,886 円
落札金額	378,151,339 円
総落札率	87.27%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	3,861,918,218 円
落札金額	3,658,360,781 円
総落札率	94.73%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	2,594,952,986 円
落札金額	2,429,946,339 円
総落札率	93.64%

低入札調査等

最低制限失格	13	件
	19	者

低入札調査等

最低制限失格	12	件
	25	者

低入札	0	件
	0	者

低入札	0	件
	0	者

数値的判断基準失格	0	件
	0	者

数値的判断基準失格	0	件
	0	者

低入札調査失格	0	件
	0	者

低入札調査失格	0	件
	0	者

低入札での契約	0	者
---------	---	---

低入札での契約	0	者
---------	---	---

1 令和5年度の発注件数・発注金額について

令和5年度の益田市の入札状況として、前年度と比べ、建設工事関係の入札件数はわずかに減少し、金額は大幅に減少した。金額は大幅に減少した要因として、前年度に大きい工事として約8.5億円の益田広域消防本部庁舎建設（建築主体（庁舎棟））工事があったためであった。

物品・役務の提供関係では、入札件数は増加したものの、金額は減少した。件数が増加したことの要因として、市職員が使用する共用車のリース契約の入札が6件から21件へと増加したことがあり、金額が大幅な減少となった要因として、前年度に約1.7億円の益田市立中学校教育用コンピュータシステム更新業務（リース対象物件）の大きな案件があったためことが考えられる。

2 令和5年度の落札率について

工事関係の落札率は、前年度に比べると低下した。過去5年で比較すると2番目に低い落札率であった。物品関係の落札率は、前年に比べるとわずかに低下したが、過去5年で比較すると3番目で、平均的であった。

3 最低制限価格失格について

最低制限価格失格については、前年度より発生した件数・業者数ともに増加したが、過去5年で見ると、2番目に少なかった。

低入札の契約については、発生しなかった。

4 入札の不調・不落について

前年度に比べて、工事の不調・不落の件数は60件から61件とわずかに増加した。原因別でみると、応札者なしが37件、予定価格超過が17件、最低制限価格失格が7件であった。工種別で見ると、とび・土工・コンクリート工事が23件と最も多く、次に土木一式工事が18件だった。傾向として、予定価格が1,000万円以下の土木系の工事で応札者がなく不調となった入札が30件あった。

現状は、再入札又は随意契約によって受注業者が決まってい、大きな問題ではないが、今後は不調件数を減らすため、小規模工事を複数にまとめて発注するなどして、業者が受注しやすい方法を検討したい。

(2) 抽出案件の審議（令和5年度下半期10月～3月分）

建設工事：総合評価方式一般競争入札（1件）

①益田運動公園テニスコート改修工事（1001）

【事務局】老朽化が進行している都市公園施設を改修・更新し、延命化を図ることで、誰もが安心して使える安全な都市公園の整備を図り、適切な施設管理を行っており、今回は、益田運動公園のテニスコートにある既存の人工芝の撤去及び敷設する工事である。

【委員】3者が入札価格同額になったことと、最終的に落札者が決まった理由を確認したい。

【事務局】この工事は、標準的な土木工事の積算で、見積り部分の単価も全て公表しているため、業者にとって積算は容易であった。一般的に、人工芝の工事は利益率が高いといわれているため、3者が最低制限価格で応札したものと思われる。最終的に落札者が決まった要因として、評価項目のうち、技術者の優良工事表彰回数と災害復旧工事の受注件数で差がついた。

【委員】この案件は、金額だけで決まらず、評価点数によって、落札者が決定したので、総合評価方式が機能した入札であったと考えられる。

【委員】工事によって、極端に総合評価の評価項目が変わるのは良くないと思うがどうか。

【事務局】 今回の工事において、地域貢献の評価項目のうち、工事資材を市内で調達することと、災害復旧工事受注実績については、工事内容によって、別の評価項目に変更することがある。

【委員】 工事によって、総合点数の配点は変わるのか。

【事務局】 企業と技術者の工事实績、優良工事表彰実績等は、どの工事でも共通の評価項目としている。地域貢献の評価項目は、工事によって変えることがある。

建設工事：簡易型一般競争入札（3件）

②旧競馬場跡地敷地造成工事（4工区）（1102）

【事務局】 益田市高津四丁目内に位置する、かつて競馬場として利用されていた敷地で、現在益田市が所有している約8haの土地について、1工区から5工区に分け、順次売却していく予定である。この工事は、4工区について、宅地として売却するために必要な造成工事を行うものである。

【委員】 最低制限価格失格が6者となっているため選定した。

【事務局】 この工事は、土木工事と水道工事が一体となった入札であり、予定価格の積算について、土木工事部分の単価は公表されているため、業者は容易に積算できるが、水道工事部分の単価は公表されていないため、その部分を誤差なく積算することは困難であった。そして、業者にとって、難易度は高くなり、利益の出やすい工事のため、最低制限価格での競争が激しい入札となったが、積算の難しい水道工事も含まれていたため、多くの失格者が出てしまったと思われる。

【委員】 失格者が同じ金額で応札したのはなぜか。

【事務局】 益田市の入札のルールで、最低制限価格の端数処理の方法について、設計金額が1,000万円以上の場合は、10万円未満の端数を切り捨てることとしているため、業者によって、積算の誤差が10万円未満であれば、同じ金額になると思われる。

【委員】 入札参加資格について、総合点数が上位でも、工事場所と同じ地域にある業者も参加できるようにしているのはなぜか。

【事務局】 同じ地域であれば、現場に近いことや地域に精通している等、工事が円滑に行えるメリットがあるため、優先している。

【委員】 入札参加資格について、総合点数で制限するということは、同等規模の業者に工事を発注することは一般的なのか。

【事務局】 公共工事においては、公平な競争を促すため、工事金額に応じて、同等規模の業者に工事を発注することは、他の自治体も一般的に行っている。

③公共下水道駅南工区污水管路工事（その5）（1104）

④公共下水道駅南工区污水管路工事（その6）（1105）

（抽出理由が同じであるため、2件まとめて審議）

【事務局】 益田市の公共下水道事業は現在、市街地のほぼ全体を区域とする益田処理区（1,119ha）のうち、益田川と高津川との間に位置する本市の中心市街地を形成する本町処理系統（497ha）を第一次整備区域として進めている。本工事はそのうち、駅前町及び赤城町の一部区域を整備するものであり、本町処理系統区域の下水道の普及を促進することにより、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。③は、施工延長は417.5m、赤城駐車場から葵保育園の間で、トンネルを掘るような推進工によって污水管を設置していく工事である。④は、施工延長は724.3m、污水幹線から各家庭につながる管を設置していく工事である。

【委員】 比較的高額な工事だが、1者のみの応札で高い落札率であるのはなぜか。

【事務局】 下水道工事の予定価格の積算について、一部民間の積算資料を参考にして単価があり、公表していないため、業者が正確に積算するのは難しい。そして、今回の工事は市街地にあり、交通量が多いため、交通規制をしながらの工事になるなど、土地勘がないと難易度が高い工事であった。

また、下水道工事については、益田市だけでなく周辺の自治体も益田市以上に発注しているため、市外の業者がわざわざ益田市の工事を受注する動機が少ないと思われる。そして、他の下水道工事と比べると高額な工事ではないため、業者にとって魅力的ではなかった。よって、応札者が1者しかいなかったと考えられる。

【委員】 落札した業者は益田市内の業者か。

【事務局】 そのとおりである。

建設工事：随意契約（1件）

⑤益田広域消防本部庁舎建設（受水槽設備）工事（1420）

【事務局】 この工事は、益田広域消防本部庁舎が、建設以来本年で50年を迎えており、庁舎は著しく老朽化、狭隘化し、さらに、バリアフリーの対応や女性が働きやすい環境の整備が必要となっていた。また一方で、高齢化、核家族化等の生活環境の変化に伴う救急需要の増加や複雑多様化する災害への迅速な対応が求められるなど、消防の果たすべき役割はますます増大している。このため、住民の負託に応え、消防の任務を果たすためには、更なる消防力の充実強化が必要であり、地域の特性に即した防災・災害活動拠点施設の整備が必要であるため新庁舎を建設するもので、本工事は、ライフラインが寸断した場合にも防災・災害活動拠点として機能するためのバックアップシステムの1つである受水槽を整備するものである。

【委員】 金額が大きい工事なのに、随意契約としたのはなぜか。

【事務局】 この工事は、簡易型一般競争入札で行っていたが、再度の応札でも、全者予定価格超過によって不落となった。改めて入札を行うと、他の消防本部庁舎建設工事の日程に支障が生じるため、2回目の応札で最低の価格を提示した業者

に見積を徴し、予定価格以下であったため、随意契約とした。

【委 員】不落となった原因は何か。

【事務局】この工事の予定価格の積算について、金額の大部分が、受水槽の本体価格であり、積算のルールにおいて、定価の本体価格から、補正率という割引率で掛けたものが今回の受水槽の設計額となっていた。そして、補正率は製品によって異なり、かつ、非公表となっているため、業者にとって正確に積算するのは困難であったため、結果的に予定価格超過になったと思われる。

【委 員】ステンレス製受水槽は特注品なのか。

【事務局】一般的な製品である。

建設コンサルタント：随意契約（１件）

⑥益田市道路台帳調書管理システム構築業務委託（2404）

【事務局】この業務は、これまで益田市の道路台帳調書は、合併前の３市町それぞれの様式のままで運用していた。本業務は、道路行政事務のＤＸ化、効率化を目的として、３種の異なる様式を統合し、道路維持管理サービスシステムに搭載するものである。

【委 員】比較的落札率が高かったので選定した。

【事務局】この案件の予定価格は、業者の参考見積で積算していて、公共単価の一般的な測量人役の積算から見て、妥当な金額と判断した。

【委 員】随意契約とした理由はなぜか。

【事務局】この案件の契約者は、道路維持管理サービスシステムという紙台帳からデータ化し、データ化された台帳をシステム上で利用でき、地図と台帳が相互連携するように整備する業務委託を受注していて、同じ業者の方が、円滑な業務遂行を図られるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約とした。

物品調達：指名競争入札（１０件）

⑦益田広域消防本部庁舎什器（会議机・椅子）（3315）

⑧益田広域消防本部庁舎什器（ロッカー）（3316）

⑨益田広域消防本部庁舎什器（消防本部事務室）（3317）

⑩益田広域消防本部庁舎什器（消防署事務室）（3318）

⑪益田広域消防本部庁舎什器（応接室他）（3319）

⑫益田広域消防本部庁舎什器（消防長室）（3320）

⑬益田広域消防本部庁舎什器（食堂・談話コーナー）（3321）

⑭益田広域消防本部庁舎什器（ワゴン）（3322）

⑮益田広域消防本部庁舎 カーテン・ブラインド一式購入（3323）

⑯益田広域消防本部庁舎（長靴・短靴ドライヤー）（3324）

（抽出理由が同じであるため、１０件まとめて審議）

【事務局】 益田広域消防本部の新庁舎へ移転するにあたり、旧庁舎で使用していて老朽化した什器等について、業務環境を改善するために新たに購入するものである。

【委員】 予定価格が高すぎるために落札率が極端に低くなったのではないか。

【事務局】 消防本部庁舎の備品の整備計画については、建築設計業者に委託していて、その計画に基づき、入札前に業者に依頼した見積りを参考に予定価格を設定した。落札率が低くなった要因として、入札時にいくつかの備品について、同等品協議が出され、性能に差がないと判断し可としたが、予定価格を設定した当初想定した製品よりも低価格帯のものだった可能性がある。理由として、同等品を認めなかった⑬、⑭については、同等品を認めた他の入札よりも落札率が高かった。

【委員】 ⑬、⑭について、同等品を認めなかったのはなぜか。

【事務局】 ⑬は、緊張状態が続く等労働環境が厳しい夜間勤務でもリラックスできるような環境を作るという目的で、備品のデザインも考慮して設計していたためである。⑭は、執務室のスペースの関係上、厳格なサイズを求めたためである。

【委員】 ⑬だけ 1 者しか参加しなかったのはなぜか。

【事務局】 同等品を認めなかったため、特定のメーカーを取扱いしている業者が少なかったと思われる。

【委員】 それでも、工事と比べて落札率は低いと思う。

【事務局】 物品調達の入札では、70%台の落札率は珍しくない。

【委員】 落札率が低くなると想定される場合、予定価格の設定の際に、予め定価から割り引いた金額を予定価格としたらどうか。

【事務局】 的確に積算した金額の一部を割り引いて予定価格とする行為は「歩切り」と言って、法律違反に当たるためできない。

【委員】 これらの案件の中でも極端に低かった⑮について、別の要因があるのか。

【事務局】 ⑮については、落札した業者のみ落札率が 27.38%と極端に低い額を提示していて、それ以外の業者は 40%～55%であったが、要因は分からない。

業務委託：指名競争入札（2件）

⑰小浜漁港外3港ダイオキシン類土壌検査業務委託（4302）

【事務局】 この業務は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づき、小浜漁港ほか3港の水底土砂について、水底土砂に係る判定基準の項目のうち、ダイオキシン類の溶出試験を行うものである。

【委員】 業務委託の中で落札率が非常に低かったので、予定価格は適切かどうか確

認したいと思い選定した。

【事務局】 7 者より応札があり、1 者予定価格超過、6 者予定価格以下であった。民間の建設物価調査会の単価を参考に予定価格を積算しているため、問題なかったと判断している。益田市が検査する土砂を採取して業者に送るので、業者にとっては労力が少ないと思われ、入札参加者も多く、競争の結果として落札率が低くなったと思われる。

【委員】 説明を聞いて、適切な入札であったと思われる。

⑱令和 6 年度益田市立保健センター清掃業務委託（4338）

【事務局】 益田駅前ビル E A G A 内の 2 階・3 階のうち、益田市立保健センターとして管理している箇所について、3 年間の清掃業務を委託するものである。

【委員】 落札率が 100% だったので、選定した。

【事務局】 予定価格の積算については、清掃業務の労務費等を元に独自で積算したものと、1 者から取った参考見積りを比較して、参考見積りの方が、金額が低かったため、そのまま参考見積りの金額を予定価格とした。結果的に、6 者より応札があり、5 者予定価格超過、1 者参考見積りを取った業者が、予定価格以下で、見積と同額の金額で応札して落札者となったため、落札率が 100% になった。過去の入札では、独自で積算したものを予定価格にしたこともあった。改善案として、独自で積算したものではなく、参考見積りで予定価格を設定する場合は、複数の業者から参考見積りを取るよう指導する。

【委員】 予定価格は事前公表していたのか。

【事務局】 事前公表していない。

【委員】 入札に参加した業者から参考見積りを取っていたのか。

【事務局】 その時点で清掃業務を委託していた業者が業務に精通していると判断して、参考見積りを依頼していた。

【委員】 標準歩掛がない案件について、参考見積りを予定価格とすることは間違いではないが、1 者のみで参考見積りとするのは安易である。複数の業者からの参考見積りを取り、それを基に予定価格を設定することが適切である。

業務委託：随意契約（5 件）

⑲令和 5 年度除雪委託契約（借上車）（4419）

⑳令和 5 年度除雪委託契約（貸与車）（4420）

㉑令和 5 年度除雪委託契約（借上車扱い）（4421）

㉒除雪業務委託（4435）

（抽出理由が同じであるため、4 件まとめて審議）

【事務局】 この業務は、市道は常時一般の通行の用に供するものであり、特に積雪下における主要な道路、民生安定上欠くことのできない道路及び通学路等の通行は今日強く要請されているところである。

従って、これらの市道の交通を確保するために除雪を行い、もって市民生活の安定を図るものである。

【委員】除雪業務の単価契約の在り方を確認するために選定した。

【事務局】市の除雪業務の単価の算定は、県の基準を参考にして、市独自で基準を定めている。

また、益田地域と美都・匹見地域とで積雪量に差があり、除雪回数にも大きな差があるため、3地域でもそれぞれ基準が異なる。除雪に係る予算は、3年間の実績を基に確保するが、大雪で除雪回数が増えて予算が足りなくなった場合、補正予算を行う。除雪業務の運用については、市道は、積雪が15cmを超えたときに公民館又は自治会等から連絡を受けてから除雪する。国・県道は、基幹路線でもあるため、道路状況によっては15cm以下でも除雪することがある。そして、業者が除雪するエリアは契約時に割り当てている。除雪業務の稼働については地域差があり、支払額の割合で比較して、益田地域を1とすると、美都地域は約2倍、匹見地域は約7倍ある。雪の少ない益田地域は業者の車両で除雪業務を行い、積雪の多い匹見・美都地域は、業者だけでなく、市や県で所有している車両を貸して除雪させる場合がある。匹見地域は、県と連携除雪を行っていて、市が県道も一緒に除雪することがある。

【委員】除雪業務の単価の積算はどうやっているのか。

【事務局】基本的な算定は、時間、除雪車両の種類、休日・夜間割増しで決まる。

【委員】県と連携除雪を行う場合の委託料の積算はどうするのか。

【事務局】県と市で単価が異なるので、市道・県道それぞれの除雪の稼働時間を推定して算出している。

【委員】委託料は除雪業務に出動したときだけ支払うのか。

【事務局】業者にとって除雪車両を維持するのに費用が発生しているということで、出動実績分とは別に、一定額を委託料として支払う項目がある。

【委員】⑭の借上車扱いとはどういうことか。

【事務局】⑭は、県が所有する車両を借りて除雪業務を行う業者との契約である。

⑤公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査事業に係る業務委託（4464）

【事務局】「益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、本市公共施設等における太陽光発電設備の導入可能性の調査等の業務を委託するものである。具体的には、益田市所有の公共施設等について、発電設備の導入検討に必要な建築年数、建物構造、エネルギー使用量、設置可能面積等の情報収集や考慮すべき地域特性、環境特性等の調査を行う。

また、太陽光発電設備等の導入を実施するにあたり、生じる課題等を整理する。

公募型プロポーザル方式によって行い、2者の申請があった。落札者は、豊富な実績と技術者数を有するほか、経済性に優れ、かつ、実際の設備導入を強く意識した企画提案となっていたことが高く評価された。

【委員】随意契約を行った理由を確認するため選定した。

【事務局】公募型プロポーザル方式にした理由として、業務委託契約の中には、高度で専門的な技術力が求められる業務で、金額も重要な要素ではあるが、むしろ仕様そのものが重要となる場合がある。そして、業務のノウハウがない市が一般競争入札のために仕様を定めるよりも、対象業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものであって、業者の持てる能力や経験を発揮して提出された企画提案に基づいて仕様を作成する公募型プロポーザル方式の方が、最も優れた成果を期待できると判断したためである。

【委員】この業務の公募型プロポーザルの選定委員は、誰なのか。

【事務局】福祉環境部長、総務部長、上下水道部長、教育部長である。公共施設に関する業務であるため、市の施設を多く管理している部局の部長を委員とした。

【委員】選定の決め手は何だったのか。

【事務局】今回の業務委託と近い業務をより多く実績を持っていたこと、太陽光発電設備導入可能施設抽出に係る調査項目がより具体的に示されていたことと、提示金額が安かったことで、評価に差がついた。

【委員】公募型プロポーザル方式による随意契約は増えているのか。

【事務局】近年、複雑で専門性が高い事業が多いために増えている。

【委員】公募型プロポーザルの選定委員に建築関係の職員が含まれていないということは、太陽光発電設備を設置することに対する安全面の考慮についての業務が含まれていないのか。

【事務局】今回の業務は、市の公共施設での太陽光発電設備の導入可能性の調査の業務を委託するものであり、安全面についての調査の項目もある。今後、市の中の施設に太陽光発電設備を設置するかを判断する時には、市の建築士の職員も議論に入ってくると考えられる。

【委員】業務委託した業者にも建築士がいるのか。

【事務局】業者の提案書には、建築士も配置すると書いてある。

以上